

松戸市水道事業低入札価格調査実施要綱

(趣旨)

第1条 松戸市水道事業会計規程(昭和43年松戸市水道事業規程第5号)第101条の2の規定による低入札価格調査(以下「低入札価格調査」という。)について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項(同施行令第167条の13において準用する場合を含む)に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれ」又は同施行令第167条の10の2第2項(同施行令第167条の13において準用する場合を含む)に規定する「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれ」があるかどうかを判断するために実施する調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- (3) 失格基準価格 申込み価格を失格とする基準となる価格をいう。
- (4) 契約担当課長 入札執行及び契約締結を主管する課の長をいう。
- (5) 事業担当課長 低入札価格調査の対象となる契約案件の予算執行権限を有する課の長をいう。
- (6) 設計担当課長 低入札価格調査の対象となる契約案件の設計を担当した課の長をいう。
- (7) 総合評価方式 地方自治法施行令第167条の10の2(同施行令第167条の13において準用する場合を含む)の規定により落札者を決定する入札方式をいう。
- (8) 最低価格入札者 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者のうち、当該入札が無効又は失格とならなかつた者をいう。
- (9) 最高評価値者 総合評価方式による入札において、落札者となるべき条件を満たし、かつ、評価値の最も高い者をいう。

- (10) 第1順位者 総合評価方式によらない入札においては最低価格入札者をいい、総合評価方式による入札においては最高評価値者をいう。
- (11) 低価格入札者 総合評価方式によらない入札においては調査基準価格を下回る価格をもって入札をしたものをしていい、総合評価方式による入札においては、落札者となるべき条件を満たし、かつ、調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者のうち、「落札者となるべき条件を満たし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者（以下「高評価値者」という。）」に比して評価値が同等以上である者をいう。
- (12) 調査除外者 低価格入札者のうち、第9条第4項若しくは第6項又は第10条第6項の規定により低入札価格調査を中止した者又は実施しない者をいう。
- (13) 調査対象者 低価格入札者のうち、調査除外者でない者をいう。
- (14) 落札者となるべき者 地方自治法施行令第167条の10の2（同施行令第167条の13において準用する場合を含む）の規定による総合評価方式による入札の場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち価格その他の条件が松戸市水道事業にとって最も有利なものをもって申込みをした者で、当該入札が無効又は失格とならなかつた者をいう。

（対象事業）

第3条 低入札価格調査の対象は、競争入札により契約を締結しようとする設計金額が5千万円以上の建設工事又は総合評価方式により契約を締結しようとする場合、本要綱による低入札価格調査を実施するものとする。

（調査基準価格）

第4条 調査基準価格は、次の各号により算出した額とする。

- (1) 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（1円未満端数切捨て）の合計額から千円未満の端数を切捨てた額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。なお、算出にあたっては別表第1に留意するものとする。

ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

(2) 工事の性質上前号の規定により難いものについては、前号に規定する算出方法にかかわらず、予定価格に100分の92を乗じて得た額から予定価格に100分の75を乗じて得た額の範囲内で適宜の額とする。

2 調査基準価格を決定したときは、予定価格調書に調査基準価格を記載するものとする。

3 調査基準価格の公表の時期は、入札終了後に公表することとし、公表の内容は、調査基準価格（税抜き）を公表するものとする。ただし、必要があると認めるときは、調査基準価格を入札執行前に公表することができる。

（失格基準価格）

第5条 調査基準価格を下回る価格で入札をした者のうち、失格基準価格を下回る価格で入札をした者の入札は失格とする。なお、失格基準価格は、次の各号により算出した額とする。

(1) 失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（1円未満端数切捨て）の合計額から千円未満の端数を切捨てた額に、消費税及び地方消費税を加算した額とする。なお算出にあたっては、別表1に留意するものとする。

ア 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額

(2) 前号にかかわらず、設計金額が2億3,000万円以上の場合においては、前号のアからエに掲げる額のいずれかを下回る価格で入札をした者の入札は失格とする。

2 工事の性質上前項の規定により難いものについては、失格基準価格を設けないことができる。

3 失格基準価格を決定したときは、予定価格調書に失格基準価格を記載するものとする。

4 失格基準価格の公表の時期は、入札終了後に公表することとし、公表の内容は、失格基準価格（税抜き）を公表するものとする。ただし、必要があると認めるときは、失格基準価格を入札執行前に公表することができる。

（入札者への周知）

第6条 契約担当課長は、入札の公告、公表又は指名通知に次の各号に関する事項を明記するとともに、入札心得の提示又は入札執行の際に説明するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合の入札終了方法及び結果通知方法。
- (3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者は、第1順位者であっても落札者とならない場合があること。
- (4) 低価格入札者は、低入札価格調査に協力すべきこと。なお、第1順位者でなくとも事情聴取を実施する場合があり、事情聴取に協力しない者は入札を無効とすること。
- (5) 前条の規定により失格基準価格を定めた場合には場合にあっては、当該失格基準価格を定めたこと。
- (6) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る契約の保証の額は、請負代金額の10分の3以上とすること。
- (7) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る契約の配置技術者は専任とし、現場代理人との兼任は認めないものとする。
- (8) 低価格入札者は、指定の期日までに、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成し提出しなければならないこと。なお、第1順位者でなくとも提出しなければならず、提出しない者のした入札は無効とすること。

(入札の執行)

第7条 入札の執行者は、入札の結果、第1順位者の入札価格が失格基準価格以上でかつ調査基準価格に満たない場合は、入札の執行者は、落札者の決定を保留する旨を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、その入札を終了する。ただし、第1順位者が複数の者である場合においては、くじを引かせ第1順位者を1者に確定した後、落札者の決定を保留とするか否か判断するものとする。

- 2 入札の執行者は、総合評価方式によらない入札において、「低価格入札者」及び「予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者」のうち第1順位者以外の者について、複数の者の入札価格が同価格である場合は、第1項の規定により落札者の決定を保留する旨を宣言した後、遅滞なく、くじを引かせ順位を確定させなければならない。
- 3 入札の執行者は、総合評価方式による入札において、「低価格入札者及び高評価値者」のうち第1順位者以外の者について、複数の者の評価値が同等である場合は、第1項の規定により落札者の決定を保留する旨を宣言した直後、入札を終了する前にくじを引かせ順位を確定させ

なければならない。この場合において、くじを引かせた結果、低価格入札者のうち高評価値者よりも低順位となった者については、以後「低価格入札者」として扱わないものとする。

- 4 契約担当課長は、事後審査方式により入札を執行した場合は、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者について、入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有しない者の入札は無効とし、当該入札者にかかる事情聴取等を不要とすることができる。

(調査の実施)

第8条 契約担当課長は、低入札価格調査を実施する場合は次に掲げる事項について調査を行なうものとし、事業担当課長及び設計担当課長はこの調査に協力するものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 入札価格の積算内訳
- (3) 労務者の供給に関する事項
- (4) 調査対象案件の付近における手持ち工事の状況
- (5) 調査対象案件と同種の手持ち工事の状況
- (6) 調査対象案件の施工場所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- (7) 手持ち資材及び手持ち機械に関する事項
- (8) 資材及び機械の調達に関する事項
- (9) 建設副産物に関する事項
- (10) 過去に施工した同種の公共工事名、発注者及び成績状況
- (11) 経営状況及び信用状況等に関する事項
- (12) その他の必要な事項

(低入札価格調査報告書等)

第9条 契約担当課長は、入札の執行者が第7条第1項の規定により入札を終了した後直ちに、低価格入札者全者に対し、「低入札価格調査報告書等の提出について」(様式第23号)により別表第2に定める書類(以下「低入札価格調査報告書」という。)又は「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」(様式第24号)の提出を求めなければならない。

- 2 前項の規定による通知は、開札をした日のうちに低価格入札者全者へ到達するよう配慮するものとする。
- 3 低入札価格調査報告書の提出期限は、開札をした日の翌日から起算して5日以内とする。ただし、この期間に休日が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。

- 4 契約担当課長は、前項に定める期限までに低入札価格調査報告書を提出しない者がいる場合は、当該者が被調査者であるときは調査を中止し、又は、当該者に対する調査を開始していないときは以後調査を実施しないものとする。低価格入札者が「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」(様式第24号)を提出した場合も、同様とする。
- 5 低価格入札者が、低入札価格調査報告書を提出するに際し、低入札価格調査報告書の内容を立証するため、自らが必要と認める書類(以下「任意提出書類」という。)を低入札価格調査報告書と併せて提出することは差し支えない。
- 6 低入札価格調査報告書については、一旦提出された後の一一部又は全部の差し替え及び書類の追加提出は認めないものとし、調査の途中段階において適正な低入札価格調査報告書が提出されないことが明らかになった場合は、当該被調査者に対する調査を中止するものとする。ただし、低入札価格調査報告書等及び事情聴取の内容により、低入札価格調査の実施者が必要と認めるときは、1回に限り、提出期限後の書類の提出認めるものとし、これによってなお不備があるときは、当該被調査者に対する調査を中止するものとする。この場合において、書類の追加提出に係る提出期限については、書類作成に必要な時間を確保した上で適切に設定するものとする。
- 7 任意提出書類については、一旦提出された後の一一部又は全部の差し替え及び書類の追加提出は認めないものとする。

(事情聴取の実施)

- 第10条 契約担当課長は、被調査者に対する事情聴取を実施し、被調査者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認しなければならない。ただし、第5条第1項に定める失格基準価格を下回る価格で入札した低価格入札者に対する事情聴取については、この限りでない。
- 2 前項の規定による事情聴取は、第1順位者については低入札価格調査報告書等の提出のあつた日の翌日から起算して6日以内に実施しなければならない。ただし、この期間に休日が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。
 - 3 第1項の規定による事情聴取は、必要に応じ、一の被調査者について複数回実施することができる。
 - 4 第1項の規定による事情聴取は、前条第1項の規定により提出を求める低入札価格調査報告書の收受後でなければ、これを実施することができない。

5 契約担当課長は、第1項の規定により事情聴取を実施するときは、予め被調査者に対し「事情聴取の実施について」（様式第25号）により通知しなければならない。

6 契約担当課長は、被調査者が事情聴取に応じないときは、当該被調査者に対する低入札価格調査を中止するものとする。

（取引金融機関等への調査）

第11条 契約担当課長は、第8条第11号について低入札価格調査を実施するに当たり、必要があるときは、被調査者から「同意書」（様式第26号）を徴するものとする。

（松戸市水道事業建設工事等契約審査会への付議）

第12条 契約担当課長は調査結果を記載した「低入札価格調査表」（様式第27号）を作成し、松戸市水道事業建設工事等契約審査会（以下「契約審査会」という。）に提出し、審査を求めなければならない。ただし、第5条の規定により失格基準価格を定めた場合において、失格基準価格を下回る価格で入札をした低価格入札者（以下「失格基準価格該当者」という。）については、この限りでない。

（契約審査会の審査）

第13条 契約審査会は、契約担当課長から審査を求められたときは、契約の内容に適合した履行が可能か審査を行うものとする。なお、審査には必要に応じて当該入札者の出席を求めることができる。

（落札者の決定等）

第14条 契約担当課長は、契約審査会において審査された低入札価格調査結果のうち1以上の調査結果について契約の内容に適合した履行が可能と決定したときは、契約の内容に適合した履行が可能と決定した者のうち最低の価格をもって入札した者又は評価値の最も高い者を「落札者」、契約の内容に適合した履行が困難と決定した者を「失格者」、及び調査除外者のした入札を「無効」と決定する。

2 契約担当課長は、全ての低入札価格調査結果について契約の内容に適合した履行が困難と決定したときにおいて他に調査対象者がいない場合は、「予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者」又は高評価値者を「落札者」、契約の内容に適合した履行が困難と決定した者を「失格者」、及び調査除外者のした入札を「無効」と決定する。

- 3 契約担当課長は、低価格入札者全者が調査除外者となった場合は、「予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者」又は「高評価値者を「落札者」、及び調査除外者のした入札を「無効」と決定する。
- 4 前各項の規定により落札者等を決定したときは、契約担当課長は、事業担当課長及び設計担当課長あて通知するものとする。
- 5 契約担当課長は、落札者に対しては、「入札結果通知書」（様式第28号）により、「低価格入札者全者及び「低価格入札者以外の入札者のうち有効な入札を行った者」」のうち落札者以外の者に対しては「入札結果通知書」（様式第29号）により通知するものとする。

（調査対象工事の概要等の公表）

第15条 契約担当課長は、調査対象となった工事の概要について、当該工事に係る契約の締結後「低入札価格調査制度による調査対象工事」（様式第30号）により作成しなければならない。

- 2 契約担当課長は、低価格入札者のうち、前条第1項から第2項までの規定により失格とした者に係る低入札価格調査等の概要を、当該工事に係る契約の締結後「低入札価格調査の実施概要」（様式第31号）により作成しなければならない。
- 3 契約担当課長は、前各項の規定により概要を作成後、閲覧及びインターネットにより公表するものとする。

（虚偽説明等への対応）

第16条 落札者の決定後、落札者が虚偽の低入札価格調査報告書等の提出若しくは虚偽の説明を行ったことが明らかとなった場合又は重点的な監督の結果内容と低入札価格調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当課長は、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 当該工事の成績評定において厳格に反映させること。
- (2) 悪質性が高い者に対しては、「松戸市水道事業建設工事等請負業者指名停止基準」別表第2第9号により指名停止を行うこと。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日前までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日前までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

別表第1 (第4条第1号及び第5条第1号)

| 項目名 | 左に含む費目 |
|----------|-------------------------------|
| 直接工事費の額 | 直接工事費、直接製作費、機器単体費、設計技術費、処分費、等 |
| 共通仮設費の額 | 共通仮設費、間接労務費、等 |
| 現場管理費の額 | 現場管理費、工場管理費、据付間接費、機器間接費、等 |
| 一般管理費等の額 | 一般管理費等 |

別表第2 (第8条及び第9条第1項)

提出書類一覧

| 様式番号 | 書類名称 | 提出の区分 |
|--------|-----------------------------|-------|
| 様式第1号 | 当該価格により入札した理由 | ○ |
| 様式第2号 | 積算内訳書 | ○ |
| 様式第3号 | 共通仮設費(率計上分)内訳書 | ○ |
| 様式第4号 | 現場管理費内訳書 | ○ |
| 様式第5号 | 一般管理費等内訳書 | ○ |
| 様式第6号 | 下請予定業者等一覧表 | ○ |
| 様式第7号 | 配置予定技術者名簿 | ○ |
| 様式第8号 | 手持ち工事の状況(対象工事現場付近) | △ |
| 様式第9号 | 手持ち工事の状況(同種工事) | △ |
| 様式第10号 | 調査対象工事の施工場所と入札者の事務所、倉庫等との関係 | △ |
| 様式第11号 | 手持ち資材の状況 | △ |
| 様式第12号 | 資材(機器)購入予定 | △ |
| 様式第13号 | 手持ち機械の状況 | △ |
| 様式第14号 | 機械リース元一覧 | △ |
| 様式第15号 | 労務者の確保計画 | ○ |
| 様式第16号 | 工種別労務者配置計画 | ○ |
| 様式第17号 | 建設副産物の搬出地 | △ |
| 様式第18号 | 建設副産物の搬出及び資材等の搬出に関する運搬計画書 | △ |

| | | |
|--------|----------------------|-----------------------|
| 様式第19号 | 施工体制台帳 | <input type="radio"/> |
| 様式第20号 | 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者 | <input type="radio"/> |
| 様式第21号 | 財務状況 | <input type="radio"/> |

注意事項

- 1 「提出書類の種類」の記号については、次のとおりです。
 「○」 提出しなければならない書類
 「△」 該当がない場合は、提出する必要がない書類
- 2 本紙に示す書類を提出するに際し、その内容を立証するため、自らが必要と認める書類を併せて提出することは差し支えありません。
- 3 書類の提出部数については、発注者の指示に従ってください。
- 4 「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」（様式第24号）の提出を行う場合は、本紙に掲げる低入札価格調査報告書の提出は不要です。

別表第3

価格失格判定基準以外の失格判定基準

| 項目 | 内容 |
|---------------------|--|
| 1 設計仕様等に適合しない場合 | 1 発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足していない場合 2 材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合 |
| 2 積算内訳書算出根拠が適正でない場合 | 1 算出根拠が明確でない場合 2 金額が一括計上されている場合 3 下請け見積額を下回る積算額が計上されている場合 4 下請け見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合 5 資材（機器）購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合 6 監理技術者等の人工費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合 7 下請予定業者の見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられておらず、積算内訳書記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合 |

| | |
|--|---|
| 3 建設副産物の 処理が適正で ない場合 | 1 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合 2 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合 |
| 4 法令違反や契約 上の基本事項違 反等であると認 められる場合 | 1 監理技術者等が重複専任になる場合 2 その他法令違反 |
| 5 上記のほか、適 正な工事の履行 がなされないと 認められる場合 | 1 入札日から過去1年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けている場合。（ただし、不起訴となった場合は除く。） 2 入札日から過去1年以内において、建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断が出された場合。（ただし、和解的仲裁判断は除く。） 3 その他 |